

死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和7年
1月号

令和6年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署
速報値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）において令和6年1月1日から12月31日に発生した、休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は、12月末時点で当署に報告があったもので、**死亡者数は2人、休業4日以上之負傷者数は244人**となっています。

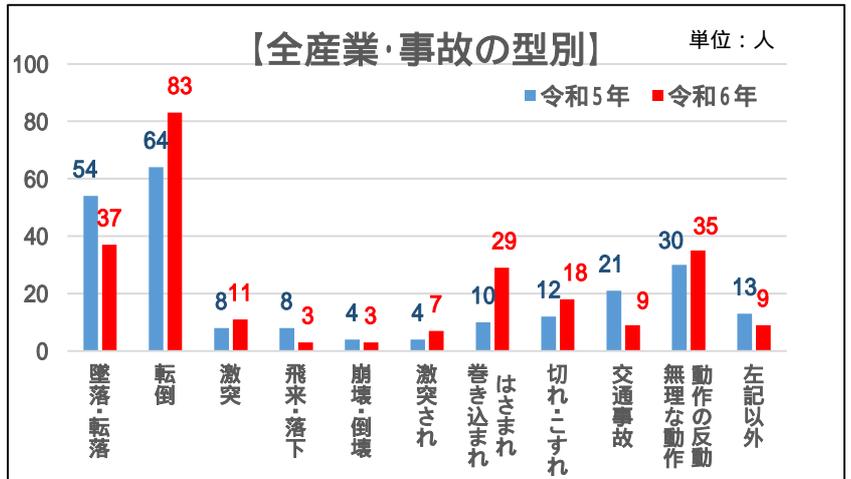
業種別では小売業（45人）が最も多く、次いで製造業（38人）社会福祉施設（36人）と続きます。小売業では、「転倒災害」が最も多く、45人中21人と4割強を占めています。製造業では、「はさまれ・巻き込まれ災害」が最も多く、38人中11人と約3割を占めています。

また、年末は、施設内を近道しようとしてつまずき転倒した災害や、林業におけるチェーンソーを用いた伐木作業中の災害やなど、慣れや油断による負傷がありました。

施設内ハザードマップや作業手順書の作成を通じて、改めて安全教育の徹底を図ってください。

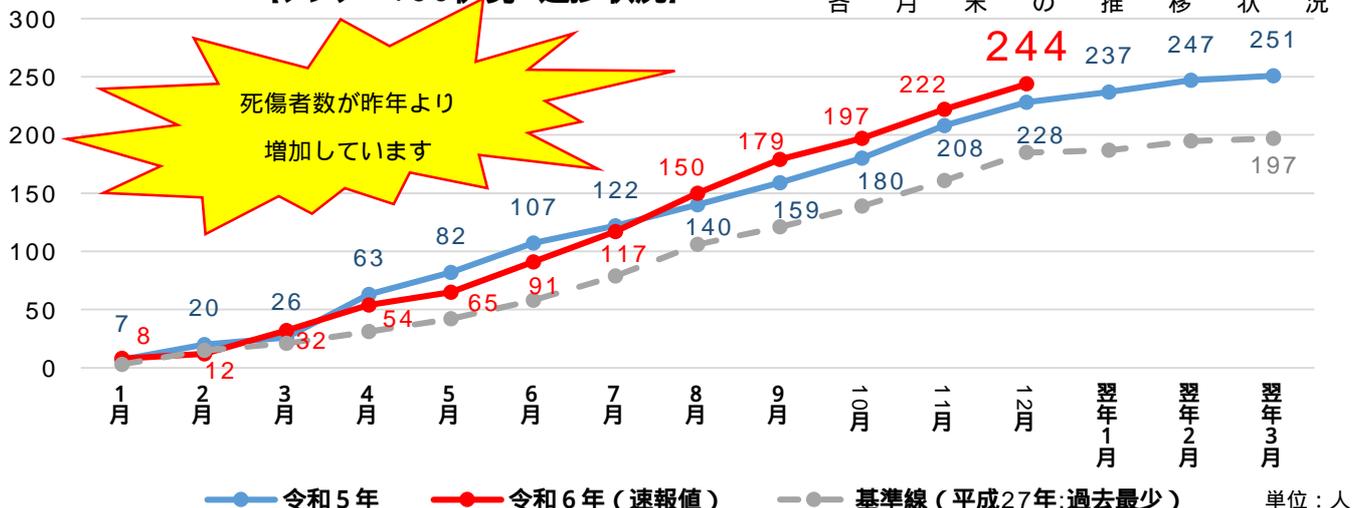
【令和6年 休業4日以上之死傷災害発生状況 伊勢署】

業種	令和5年		令和6年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種	1	228	2	244	+16	+7.0%
製造業		37		38	+1	+2.7%
建設業	1	34	1	26	-8	-23.5%
道路貨物運送業		8		13	+5	+62.5%
林業		6		6	±0	±0.0%
小売業		39		45	+6	+15.4%
社会福祉施設		23		36	+13	+56.5%
旅館業		23		16	-7	-30.4%



【アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上之死傷者数
各月末の推移状況



第1回 化学物質管理強調月間がはじまります！

実施期間：2025年（令和7年）2月1日～2月28日

厚生労働省では、自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、「化学物質管理強調月間」を創設いたしました。

この期間に『化学物質管理』に関する集中的な取組（点検・措置・意識高揚活動等）を行いましょう。

スローガン

正しく理解 正しく管理
化学物質と向き合おう

事業者を実施していただきたい事項

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 事業者又は化学物質管理者による職場巡視 |
| <input checked="" type="checkbox"/> SDS等による危険有害性等の確認 | <input checked="" type="checkbox"/> スローガン等の掲示 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ラベル表示、リスクアセスメントの実施 | <input checked="" type="checkbox"/> 化学物質管理に関する講習会等の開催 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 化学物質管理者の選任状況の確認 | <input checked="" type="checkbox"/> 作文・写真・標語等の掲示 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 日常の化学物質管理の総点検 | 等々 |

さらに詳しく！

化学物質管理に関する法令改正などの情報については、

「三重労働局 化学物質管理強調月間のページ」をご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news_topics/topics/R7kagakugetsukan_001.html

自社の化学物質管理が適正か確認できる自主点検表がダウンロードできます。



年間安全衛生管理計画を作成しましょう！



事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもとより、事業場の自主的な安全衛生活動を**継続的、かつ、計画的**に実施することが重要です。

また、事業場の安全衛生水準を向上させるためには、前年（度）に取り組んだ安全衛生活動を検証し、その結果を次年（度）の安全衛生活動に反映することが求められます。

三重労働局ホームページ内の安全衛生関係「様式集」コーナーに「**令和7年（度）安全衛生管理計画及び実施結果報告書**」を掲載しておりますのでご活用ください。

三重労働局ホームページ 安全衛生関係様式集

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei.html#4_9



お問合せ先 伊勢労働基準監督署 安全衛生課

TEL 0596-28-2164

伊勢労働基準監督署からのお知らせ 検索